

古物営業法に基づく指示及び営業停止命令等の基準について

(平成14年9月24日岩生企第499号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく指示お及び営業停止命令等の行政処分の運用について、別添のとおり「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」を制定し、平成14年9月24日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「古物営業法令に基づく処分の運用等について」（平成8年4月4日付け岩生企発第126号）は廃止する。

別添

古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

1 用語の意義

この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「指示」とは、古物営業法（以下「法」という。）第23条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、指示することをいう。
- (2) 「営業停止命令」とは、法第24条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 「許可の取消し」とは、法第24条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消すことをいう。
- (4) 「法令違反行為」とは、法若しくは法に基づく命令の規定に違反し、若しくは古物営業に関し他の法令の規定に違反し、又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

2 適用関係

- (1) 指示、営業停止命令又は許可の取消しのいずれを行うべきかについては、法令違反行為ごとに、別表中の「指示を行うべき場合」及び「営業停止命令又は許可の取消しを行うべき場合」の欄に掲げる事由を踏まえて判断するものとする。
なお、別表中「指示を行うべき場合」の欄が空欄である場合においても、法令違反行為の態様等により必要があると認めるときは、指示をすることができるものである。
- (2) 別表中において指示を行うべきこととされている場合であっても、次のような場合は、指示を行わずに、直ちに許可の取消し又は営業停止命令を行っても差し支えない。
 - ア 悪質な同種の法令違反行為を短期間に繰り返し、又は指導警告を無視するなど、指示によって自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
 - イ 指示の処分中に、当該指示には違反していないが、当該指示の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反した場合
 - ウ 罰則の適用がある法令違反行為が行われ、事件として送致した場合

3 許可の取消しを行うべき場合

許可の取消しは、別表中のAに該当する場合及び8(2)に定める場合のほか、6又は8(1)に定めるところにより営業停止命令の量定の長期が6月に達した場合であって、9(1)に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いと認められる等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

4 情状による軽減

3の基準のみによれば許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

5 営業停止命令を行うべき場合

営業停止命令は、別表中のBからEに該当する場合に行うものとする。その場合の量定は、次のとおりとする。

- (1) B 20日以上120日以下の営業停止命令。 基準期間は30日。
- (2) C 10日以上80日以下の営業停止命令。 基準期間は20日。
- (3) D 5日以上40日以下の営業停止命令。 基準期間は14日。
- (4) E 5日以上20日以下の営業停止命令。 基準期間は7日。

6 法令違反行為の併合

二以上の法令違反行為について同時に営業停止命令を行うときは、それらの法令違反行為について5(1)から(4)までに定めた量定の長期が最も長いものの長期の1.5倍の期間を長期とするとともに、それらの法令違反行為について5(1)から(4)までに定めた量定の短期が最も長いものの短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各法令違反行為について5(1)から(4)までに定めた量定の長期を合計した期間を超えないものとする。

7 法令違反行為の観念的競合

二以上の法令の規定に違反する一つの行為について営業停止命令を行うときは、それらの法令違反行為について5(1)から(4)までに定めた量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

8 常習違反加重

- (1) 最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為について5(1)から(4)までに定めた量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の数の乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、6月を超えることはできない。
- (2) 最近1年間に60日以上の営業停止命令を受けた古物商若しくは古物市場主(以下「古物商等」という。)又はこれらの代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したときは、許可の取消しを行うものとする。

9 営業停止命令の期間の決定

営業停止命令の期間は、原則として5(1)から(4)までに定めた基準期間(6に規定する場合は、長期とされる量定について定めた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、7に規定する場合は長期とされる量定について定めた基準期間を基準期間とし、8(1)に規定する場合はその量定について定めた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によるものとする。ただし、次のような事由があるときは、情状により、5から8(1)までに定めた量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

- (1) 加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
 - ア 最近3年間に同一の法令に違反して指示又は営業停止命令を受けたこと。
 - イ 指示の処分中に当該指示の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したこと。
 - ウ 法令違反行為の態様が著しく悪質であること。
 - エ 代理人等の大多数が法令違反行為に加担していること。
 - オ 改俊の情がみられない等法令違反状態の是正、改善に向けての努力が期待できないこと。
 - カ 消費者センター等に当該古物商等に対する苦情が多数寄せられていること。
 - キ 結果が重大であり、社会的影響が著しく大きいこと。
- (2) 軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
 - ア 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
 - イ 古物商等の帰責性が著しく軽微であること。
 - ウ 最近3年間に法令違反行為がなく、改俊の情が著しいこと。
 - エ 具体的な改善措置を法令違反行為後自主的に行っていること。

10 営業の一部の停止の命令

古物商等の営業のうち、可分な特定の一部の営業のみを対象として営業停止命令を行うべき必要があり、かつ、それにより目的を達成できる場合には、営業の一部の停止命令を行うものとする。

例えば、一の公安委員会の管轄区域内に二以上の営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）を有する古物商等に対して営業停止命令を行うべき場合にあつて、法令違反行為がそのうちの一部の営業所等のみに係るときや、複数の区分に係る古物を取り扱っている古物商等に対して営業停止命令を行うべき場合であつて、法令違反行為がそのうちの一部の区分に係る古物のみに係るときには、当該一部の営業所等に係る営業又は当該一部の区分に係る古物の取引に係る営業についてのみ停止の命令を行うことができるものとする。

11 営業停止命令と他の行政処分との関係

- (1) 法令違反行為に対して許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。
- (2) 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表

番号	法令違反行為	関係条項	法令違反行為の具体的内容ごとに行うべき処分の別		
			指示を行うべき場合	営業停止命令又は取消しを行うべき場合	量 定
1	無許可営業	第3条、第31条第1号		古物商等が他の都道府県で無許可営業を行ったとき。	A
2	許可申請書等虚偽記載	第5条第1項、第34条第1号		古物商等が許可申請書等に虚偽の記載をして提出したとき。	D
3	変更届出義務違反	第7条、第35条第1号		古物商等が届出書等を提出しなかったとき。 古物商等が届出書等に虚偽の記載をして提出したとき。	E
4	許可証返納義務違反	第8条第1項第3号、第35条第2号		古物商等が許可証の再交付を受けた場合において亡失した許可証を発見し、又は回復したにもかかわらず、当該発見し、又は回復した許可証を不当に返納しなかったとき。	E
5	名義貸し	第9条、第31条第3号		古物商等が名義貸しをしたとき。	A
6	競り売り届出義務違反	第10条、第34条第2号	競り売りの届出をしていないにもかかわらず、古物商の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が競り売りをしたとき。	古物商が届出をしないで競り売りをしたとき。 古物商が虚偽の競り売りの届出をしたとき。 競り売りの届出をしていないにもかかわらず、古物商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が競り売りをしたとき。	2日以上5日未満 E 5日以上30日未満 D 30日以上 C
7	許可証携帯等義務違反	第11条第1項第2項、第35条第2号	古物商の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が行商従業者証を携帯しないで行商をしたとき。	古物商が許可証を携帯しないで行商をし、又は競り売りをしたとき。 古物商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が行商従業者証を携帯しないで行商をしたとき。	E
8	標識掲示義務違反	第12条、第35条第2号		古物商等が指導警告があったにもかかわらず、営業所等に標識を掲示していないとき。	E
9	管理者選任義務違反	第13条第1項		古物商等が自ら管理できないにもかかわらず、管理者を選任していないとき。 古物商等が欠格事由に該当する者であることを知りながら、その者を管理者として選任していたとき。	E
10	古物商の営業制限違反	第14条第1項、第32条	古物商の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が営業制限に違反したとき。	古物商が、営業所又は相手方の住所若しくは居所以外の場所であることを熟知しながら営業制限に違反したとき。 古物商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が営業制限に違反したとき。	10回未満 E 10回以上20回未満 D 20回以上 C
11	古物市場での取引制限違反	第14条第2項、第33条第1号	古物商の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が古物市場での取引制限に違反したとき。	古物商が、相手が古物商でないことを熟知しながら古物市場での取引制限に違反したとき。 古物商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が古物市場での取引制限に違反したとき。	10回未満 E 10回以上20回未満 D 20回以上 C
12	確認等義務違反	第15条第1項、第33条第1号	古物商の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が確認等をしなかったとき。	古物商が確認等をしなかったとき。 古物商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が確認等をしなかったとき。	30回未満 D 30回以上60回未満 C 60回以上 B

番号	法令違反行為	関係条項	法令違反行為の具体的内容ごとに行うべき処分の別		
			指示を行うべき場合	営業停止命令又は取消しを行うべき場合	量 定
13	不正品申告義務違反	第15条第2項	古物商の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が不正品に関する申告をしなかったとき。	古物商が不正品に関する申告をしなかったとき。 古物商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が不正品に関する申告をしなかったとき。	5回未満 D 5回以上20回未満 C 20回以上 B
14	帳簿等記載等義務違反	第16条、第17条、第33条第2号	古物商等の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等への記載等をしなかったとき。 古物商等の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等へ虚偽の記載等をしたとき。	古物商等が帳簿等への記載等をしなかったとき。 古物商等が帳簿等への虚偽の記載等をしたとき。 古物商等の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等への記載等をしなかったとき。 古物商等の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等へ虚偽の記載等をしたとき。	30回未満 D 30回以上60回未満 C 60回以上 B
15	帳簿等備付け等義務違反	第18条第1項、第33条第1号	古物商等の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等の備付け等をしていないとき。	古物商等が不当に帳簿等の備付け等をしていないとき。 古物商等の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等の備付け等をしていないとき。	C
16	帳簿等き損等届出義務違反	第18条第2項、第33条第3号		古物商等が不当に帳簿等のき損等の届出をしなかったとき。	C
17	品触書保存等義務違反	第19条第2項、第33条第4号	古物商等の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が品触書の保存等をしなかったとき。	古物商等が品触書の保存等をしなかったとき。 古物商等の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が品触書の保存等をしなかったとき。	C
18	品触れ相当品届出義務違反	第19条第3項第4項、第33条第1号	古物商等の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が品触れ相当品の届出をしなかったとき。	古物商等が品触れ相当品の届出をしなかったとき。 古物商等の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が品触れ相当品の届出をしなかったとき。	C
19	差止め物品保管義務違反	第21条、第33条第5号	古物商の指導監督が十分に行われていないことに起因して、代理人等が差止めを受けた物品を保管しなかったとき。	古物商が差止めを受けた物品を保管しなかったとき。 古物商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が差止めを受けた物品を保管しなかったとき。	C
20	立入り等の拒否等	第22条第1項、第35条第3号		古物商等又はその代理人等が警察官の立入り又は帳簿等の検査を不当に拒み、妨げ又は忌避したとき。	D
21	報告義務違反	第22条第3項、第35条第4号		古物商等が不当に報告をしなかったとき。 古物商等が虚偽の報告をしたとき。	E
22	指示違反	第23条		古物商等が指示に従わないとき。	B
23	営業停止命令違反	第24条、第31条第4号		古物商等が営業停止命令に従わないとき。	A
24	古物営業に関し法令違反		古物商等の指導監督が十分に行われていないことに起因して、古物営業に関し代理人等が法令に違反した場合であって、事件として送致したとき等その態様が悪質であるとき。	古物商等が古物営業に関し、法令に違反した場合であって、事件として送致したとき等その態様が悪質であるとき。 古物商等の指導監督が全く行われていないことに起因して、古物営業に関し代理人等が法令に違反した場合であって、事件として送致したとき等その態様が悪質であるとき。	古物営業法施行規則、刑法又は質屋営業法違反 C その他の法令違反 E